

## 滋賀県エイズカウンセリング実施要領

### 1. 目的

HIV 感染を不安に感じている者や HIV/AIDS 感染者・患者(以下、HIV 感染者という。)および家族や関係者に対し、専門的なエイズカウンセリングを実施することにより、精神的支援および感染防止に対する保健指導や、適切な医療や福祉サービスを継続して受けられるよう支援を行うことを目的とする。

### 2. 実施主体

滋賀県感染症主管課（以下、県という。）

### 3. エイズカウンセリング対象者

- (1) HIV 感染を不安に感じている者(本人、本人以外を問わない)
- (2) HIV 感染者および家族や関係者

### 4. エイズカウンセリング実施者

エイズカウンセラー会計年度職員（以下、カウンセラーという。）

### 5. 事業内容

概ね下記の内容についての業務を行うものとする。

- (1) エイズ一般相談に関する事
- (2) HIV 抗体検査受検希望者に対するエイズカウンセリングに関する事
- (3) HIV 感染者および家族や関係者に対するエイズカウンセリングに関する事
- (4) 会議等への出席に関する事

### 6. エイズ一般相談に関する事

#### (1) 内容

エイズ一般相談者の疑問や不安が解決できるよう、相談対応を行う。

#### (2) 相談受付日時

毎週月曜日と水曜日の午前 9 時から 12 時までとする。

(祝祭日および閉庁日を除く)

#### (3) 実施方法

ア. 相談を希望する者が、5(2)の時間帯にエイズ専門電話へ電話をする。

エイズ専門電話番号：077-524-0051

イ. 相談を希望する者は、匿名で相談をすることができる。

ウ. カウンセラーは、相談者の疑問に回答するとともに精神的支援を行う。

エ. カウンセラーは、相談内容を相談記録表(別紙様式1)に記載する。

(4) 場所

県のエイズ専門電話を設置している執務室

7. HIV 抗体検査受検希望者に対するカウンセリングに関すること

(1) 内容

滋賀県特定感染症相談・検査事業実施要綱11(10)に基づき、県内保健所(大津市を除く)で実施する特定感染症検査前後でエイズカウンセリングを行う。

(2) 相談受付日時

県内保健所(大津市を除く)の検査日

(3) 実施方法

ア. 相談を希望する者は、匿名で相談をすることができる

イ. カウンセラーは、相談者の精神的支援を行い、必要な情報も提供する

ウ. 記録の実施や管理は出張先の保健所の指示に従う

(4) 場所

各保健所(大津市保健所以外)内の、個室などプライバシーが十分保てる場所

8. HIV 感染者および家族や関係者(HIV 感染者等)に対するエイズカウンセリングに関すること

(1) 内容

医療機関受診中の患者および家族や関係者の希望により、医療機関が県へエイズカウンセリングを依頼してきた HIV 感染者等に対して、専門的なカウンセリングを行う。

(2) 相談受付日時

エイズカウンセリングは、平日8:30~17:15のカウンセラーの出勤可能日時に行うこととするが、基本的には HIV 感染者等の受診日時にあわせて行う。

(3) 依頼方法

ア. 医療機関は、エイズカウンセリングが必要な HIV 感染者等へ制度を紹介する。

イ. HIV 感染者等は、エイズカウンセリング希望を医療機関へ伝える。

ウ. 医療機関は、県へカウンセリング依頼書(別紙様式2)を提出する。

エ. 県は、カウンセラーの日程調整を行い、医療機関へ返信する。

オ. 医療機関は、カウンセリング場所を確保する。

カ. カウンセラーは、医療機関の指定日時で初回のエイズカウンセリングを行う。

キ. カウンセラーは、初回記録をフェイスシート(別紙様式3)へ記載する。

ク. カウンセラーは、2回目以降も患者がカウンセリングを望む場合、予定を HIV 感染者等と調整し、病院へ場所の確保を依頼する。

ケ. カウンセラーは、2回目以降、相談記録表（別紙様式1）へ記載する。

#### （4）場所

個室などプライバシーが十分保てる場所

#### 9. 会議等の出席に関すること

医療機関および関係機関から、HIV/AIDS に関する会議等の出席を求められた場合、エイズカウンセラーとして出席する。

#### 10. 費用

カウンセリング費用は、徴収しないものとする。ただし、5.(3)アに関する電話代は相談者が負担する。

#### 11. 個人情報の取扱とプライバシーの保護

（1）個人情報の取扱いにあたっては、個人の権利利益を侵害することがないように適切に行わなければならない。

（2）個人情報の内容を第三者へ漏らしてはならない。この義務は、要領による業務が終了した後や、カウンセラーが退職した後も有効に存続するものとする。

（3）個人情報を滅失、棄損および改ざんしてはならない。

（4）個人情報を他の用途に使用、または第三者に提供してはならない。

#### （参考）

○「エイズ対策促進事業実施要綱(令和4年4月1日改正)」厚生労働省健康局

○滋賀県特定感染症検査相談・検査事業実施要綱

#### 付則

この要領は、令和6年6月1日より施行する